

新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による制限措置（警報レベルの継続、一部措置の強化）

2021年5月19日

- ・5月18日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報についてレベル2（オレンジ）を5月26日まで継続する旨発表しました。
- ・各種商業活動等について、営業可能時間が更に短縮された他、土曜日の対面営業も不可となりました。また、夜間外出制限の適用時間についても、1時間拡大されています。

●クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報についてレベル2（オレンジ）を継続する旨発表しました（5月26日まで有効）。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

1 営業・実施が不可となるもの。

- ・エンターテインメント、文化関連イベント等を実施するための施設（ライブハウス、劇場、映画館、博物館など）。
- ・レセプションなどのイベントを実施するための施設。
- ・展示場、会議場、スポーツイベント実施のための施設。
- ・バーやナイトクラブなどの夜間娯楽施設。
- ・共有スペースにおける人の密集を伴う集会や懇親会などの実施（親族間の集まり等も不可）。
- ・不要不急の夜間外出（21時（以前は22時）～翌5時）
- ・公共道路におけるアルコール飲料の消費。

2 制限付きで営業等が可能なもの。

- ・一般商業活動：9時～19時、月～金（以前は月～土）。土・日曜日はデリバリーのみ。
- ・美容室など：9時～20時（以前は21時）、月～金（以前は月～土）。土・日曜日は営業不可。
- ・スポーツジムなど：6時～21時（以前は22時）、月～金（以前は月～土）。土・日曜日は営業不可。
- ・ショッピングセンター：10時～21時、月～金（以前は月～土）。土・日曜日はデリバリーのみ。
- ・レストラン：10時～21時（以前は22時）、月～金（以前は月～土）。土・日曜日はデリバリー、ドライブスルー、テイクアウトのみ。
- ・軽食堂など：6時～21時（以前は22時）、月～金（以前は月～土）。土・日曜日はデリバリー、ドライブスルー、テイクアウトのみ。
- ・パン屋など：6時～21時、月～金（以前は月～土）。土・日曜日は7時～18時まで、店内での飲食は不可。1世帯1名まで入店可。
- ・スーパーマーケット、食料品店など：6時～21時（以前は22時）、月～金（以前は月～土）。土・日曜日はデリバリーのみ。

3 市内公共交通機関については、乗客数を定員の70%までとする。

4 公園や広場については、マスクを着用し対人距離を十分に確保した上で、個人単位での運動を屋外で実施することは可とする。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-mantem-bandeira-laranja-e-reforca-medidas-de-controle-da-covid-19/59004>

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト
<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

(問い合わせ先)
在クリチバ日本国総領事館
－電話 : 41-3322-4919
－e-mail : setorconsular@c1.mofa.go.jp